(2)米国同時多発テロリズム対策への取組

62 米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策

62 米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策への取組

| 評価責任者 | 総合外交政策局国際テロ対策協力室長 | 清水 | 信介 |
|---------|-------------------|----|----|
| 評価実施年月日 | 平成 16 年 3 月 18 日 | | |

1.【評価を行う目的】

わが国の安全保障政策の一環として実施されている各種テロ対策協力の概要を示すことにより、国民に対する説明責任を果たす。

2. 【施策の目的と背景、施策の概要】

(a)テロ資金供与防止条約等テロ防止関連条約の締結推進及び履行確保のための働きかけ並びに 国連安保理決議1373の履行確保のための働きかけ

テロ防止関連条約は、テロリストの訴追又は引渡しを定めるものであり、また、安保理決議1373 は国連加盟国に対し包括的なテロ対策の実施を義務づけるものである。これら条約及び決議の履 行確保は、国際的に活動するテロリストに安住の地を与えないための国際法的枠組整備の観点か ら不可欠である。

日本は、テロ防止関連条約の重要性にかんがみ、平成13年11月16日に爆弾テロ防止条約を締結し、また、平成14年6月11日にテロ資金供与防止条約を締結し、これにより日本はテロ防止関連12条約全ての締結を完了した。また、安保理決議1373も履行中である。日本は、二国間及び多国間の様々な機会を通じてテロ防止関連条約に関する外交的働きかけを行っている。また、安保理決議1373に基づき設置され、決議1373を履行する上で途上国が必要とする支援のニーズを特定することに関して大きな役割を果たしている国連テロ対策委員会の活動に対しても積極的に協力している。

(b)テロリスト等に対する資産凍結等の実施

国際的に活動するテロリストに対し、テロを行う手段を与えないとの観点から、テロリストに対する資産凍結を行う等、金融面におけるテロ対策を実施することが肝要。日本は、対タリバーン制裁関連決議である安保理決議1267、1333、1390及びテロ資金対策を中心に包括的なテロ対策措置を求める安保理決議1373に基づき、テロリスト等に対して外為法に基づく資産凍結等の措置を実施している。日本は、これまでにタリバーン及びアル・カーイダ関係者を含む合計403個人・団体を対象に資産凍結措置を実施。なお、日本国内においては、平成15年3月10日現在、資産凍結措置の対象となる資産は確認されていない。

(c) G8等主要国間協力に関する取組の強化

同時多発テロ直後の平成13年9月19日、G8首脳声明が発出され、各関係大臣に対し、対テロ協力強化を指示。その後、サミット各種プロセスでフォローアップし、平成14年のサミット・外相会合プロセスでは専門家グループがとりまとめた「テロ対策に関するG8の勧告」への支持を表明し、「交通保安に関するG8協調行動」及び「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を採択した。平成15年のサミットプロセスでは、「テロと闘うための国際的

な政治的意思及び能力の向上 G8行動計画」及び「交通保安及び携帯式地対空ミサイル(MANPADS)の管理強化G8行動計画」を採択した。日本は、これらのプロセスに積極的に関与した。

(d)二国間及び地域間協力の強化並びにそれらを通じたテロ対策強化への働きかけや支援

- (イ)平成15年度は、国際テロ対策担当大使をわが方団長とし、米、露、豪との二国間テロ協議及び日米豪の三国間テロ協議を実施し、また、国際テロ対策担当大使を米、英、仏、独、インド、パキスタン、豪に派遣し、テロ対策に関する意見交換や働きかけを実施。また、6月のメガワティ・インドネシア大統領来日の際には、平成14年10月のバリ島爆弾テロ事件の舞台となったインドネシアとの間で「日インドネシア国際テロリズムとの闘いに関する共同発表」を採択し、7月のハワード・豪首相来日の際には、「国際テロリズムとの闘いに関する協力についての日豪共同声明」を採択する等、これらの国々とわが国との間で断じてテロは許さぬという姿勢及びテロ対策における緊密な協力が確認された。
- (ロ) APEC、ARF等の地域的枠組を通じ、とくにアジア地域の途上国を中心にテロ対策強化を呼びかけており、また、途上国のテロへの対処能力の向上に対する支援のために、国際協力機構(JICA)等を通じ、テロ資金対策、出入国管理、航空保安、税関協力、輸出管理、及び警察・法執行機関の協力の6分野におけるセミナー等を実施しており、平成15年度には約240名の研修員を受け入れた。また、9月にアジア・大洋州地域諸国を対象に「生物・化学テロの被害対処及び危機管理セミナー」を実施し、25名の研修員を受け入れた。10月には東南アジア諸国を対象に「テロ防止関連条約締結促進セミナー」を実施し、8名の研修員を受け入れた。この結果、途上国のテロ対処能力の向上に一定の貢献をした。

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

(1)必要性

- (a) 二国間並びに多国間の様々な機会を捉えてこうした働きかけを行うためには、わが国と、途上国を含む世界各国及び各種国際機関との窓口を務める外務省の主導が必要である。
- (b)資産凍結等の措置は、テロリストから資金調達等をできる場所を奪うとの観点から、日本を含む国際社会が連携しつつ迅速に実施することが必要であり、外務省の主導が必要である。
- (c) 国際社会において、国際テロ対策は、比較的行政能力等が均一な先進国が積極的にリード役を果たしていく必要があるところ、G8がこのような様々な指針を提示することは、国際社会、とくに途上国によるテロ対策への取組の促進に有益であり、外務省の主導が必要である。
- (d) 二国間及び地域間の枠組を通じた諸外国に対する働きかけや支援強化及び協力強化は、わが国の対外的窓口を務め、諸外国の事情にも明るい外務省の主導が必要である。

(2)有効性

- (a)わが国による他国に対する積極的な働きかけを含む国際社会の働きかけの結果、たとえば、 テロ資金供与防止条約の締約国が、同時多発テロ直後の9月には4カ国にとどまっていたも のが104カ国に達する(平成15年12月1日現在)など、大きな前進が見られた。
- (b) 国境を越えて活動するテロリストから安住の地を奪い、テロを実行する手段を与えないため

には、わが国を含む世界各国において資産凍結措置を実施することが有効である。

- (c) 6月のG8エビアン・サミットにおいてもテロ対策について協議された結果、今後の指針となる「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上:G8行動計画」や「交通保安及び 携帯式地対空ミサイル(MANPADS)の管理強化:G8行動計画」等が採択された。
- (d)国際的に活動するテロリストと対峙するためには、国際社会全体のテロ対策能力のベースアップが必要なところ、わが国は東南アジア地域を中心に、各種セミナーを通じ、各国のテロ対策に直接関わる政府関係者を招聘し日本の知見・経験を共有している。地理的、経済的、文化的に関係の深い東南アジア地域に対しては、G8の中でもこの地域と最も緊密な関係を有し、深い利害関係を持つわが国が積極的に実施していくことが有効である。

(3)優先性

平成15年に入っても、8月のインドネシア・ジャカルタにおける爆弾テロ事件、11月のサウジアラビア・リヤドにおける爆弾テロ事件やトルコ・イスタンプールにおける爆弾テロ事件等、わが国にとって経済的関係の深い東南アジアや中東地域等で依然としてテロが頻発している。このようなテロ防止のための国際テロ対策は、わが国を含む国際社会の緊急かつ重要な課題となっており、また、国境を越えて活動するテロリストによるテロを防ぐには、国際社会全体の一致団結した協力が不可欠であるところ、G8の一員としてのわが国に求められる期待は高く、今後とも発展途上国に対する支援を含んだテロ対策協力が必要を優先的に実施することである。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4)その他

国際社会によるテロ対策は着実に進展を見せているものの、依然として世界各地でテロが頻発しており、引き続き国際社会によるテロ対策協力の強化が必要である。また、12月の日・ASEAN特別首脳会合の際に採択された日・ASEAN行動計画には、ASEAN諸国に対するテロ対処能力向上支援について盛り込まれる等、日本に対する期待は大きく引き続き本施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

- 6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】
- ・外務省『平成15年度外交青書』
- ・外務省ホームページ『日本の国際テロ対策協力』 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/index.html)

7.【備考・特記事項】

特になし。